

法改正対応の抜け漏れを防ぐ 日本法情報オンラインサービス〈Westlaw Japan〉の

「法令アラートセンター」

「法令アラートセンター」は、あらかじめ設定した監視対象法令の改正を通知し、対応の要否・期限・進捗状況等を管理するリーガルソリューション。
本稿では、「法令アラートセンター」を導入・活用する
日本生命保険相互会社の法務部長・中澤正樹氏にお話をうかがいました。

日本生命保険法務部の特徴

——貴社法務部の構成を教えてください。

当社法務部は、経営法務チーム、グループ戦略法務チーム、契約法務チームの3チームで構成されています。経営法務チームでは、法務部門全体の企画や会議体の事務局、法務人材育成、新規事業にかかわるリーガルチェックなどを行っています。グループ戦略法務チームは、買収・出資案件、知的財産権、海外を含む本社グループ全体の法務管理などを担当しています。契約法務チームでは、保険契約にかか

わる法務全般を扱っています。融資や不動産といった法務とかかわりの深い事業部門には、課長クラスの駐在者を専属で配置しています。保険契約法務のウェイトが最も大きく、総勢34名の法務部員のうち、約半数を契約法務チームに配置しています。

「法令アラートセンター」の活用法

——「法令アラートセンター」導入の経緯を教えてください。

「法令アラートセンター」の導入は8年ほど前に

介護保険法 平成9年12月17日法律第123号

改正法: 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 令和5年5月19日法律第31号 新旧対照表 あらまし 法律案

◆(1)介護サービス事業者等における生産性の向上に資する取組に係る都道府県等の努力義務を新設 (2)看護小規模多機能型居宅介護を複合型サービスの一類型として、法律上に明確に位置付け、そのサービスの内容を明確化 (3)介護予防支援について居宅介護支援事業所も指定を受けて実施可能に、また、地域包括支援センターが行う総合相談支援業務についてその一部を居宅介護支援事業者等に委託可能に (4)介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備 (5)介護保険者が行う被保険者等に係る情報の収集・提供等の事業を地域支援事業として位置付け 等

改正 施行日: 令和5年5月18日まで (!)
施行日: 令和7年4月1日 (!)
施行日: 令和8年4月1日 (!)

法令情報に関するメール通知の文面例

成立法令や施行法令の一覧化

施行日	改正法	改正内容	改正法
12/17	介護サービス事業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 (令和5年5月29日内閣府令第58号)	第一号 前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 (令和5年5月29日内閣府令第58号)	詳細
12/17	健康保険法施行規則の一部を改正する省令 (令和5年5月31日厚生労働省令第81号)	第一号 健康保険法施行規則の一部を改正する省令 (令和5年5月31日厚生労働省令第81号)	詳細
12/17	厚生労働大臣の定める先進医療及び療養申請書提出並びに施設基準の一部を改正する省令 (令和5年5月31日厚生労働省令第210号)	第一号 厚生労働大臣の定める先進医療及び療養申請書提出並びに施設基準の一部を改正する省令 (令和5年5月31日厚生労働省令第210号)	詳細
12/17	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (令和5年5月31日厚生労働省令第81号)	第一号 健康保険法施行規則の一部を改正する省令 (令和5年5月31日厚生労働省令第81号)	詳細
12/17	国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令 (令和5年5月31日厚生労働省令第81号)	第一号 健康保険法施行規則の一部を改正する省令 (令和5年5月31日厚生労働省令第81号)	詳細
12/17	消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令 (令和5年1月18日内閣府令第7号)	第一号 消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令 (令和5年1月18日内閣府令第7号)	詳細
12/17	消費者安全法施行令 (令和5年1月18日政令第5号)	第一号 消費者安全法施行令 (令和5年1月18日政令第5号)	詳細
12/17	消費者契約法及び消費者の財産的利益の集団的救済のための民事的裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律 (令和5年5月19日法律第31号)	第一号 消費者契約法及び消費者の財産的利益の集団的救済のための民事的裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律 (令和5年5月19日法律第31号)	詳細
12/17	消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令 (令和5年1月18日内閣府令第5号)	第一号 消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令 (令和5年1月18日内閣府令第5号)	詳細



日本生命保険相互会社法務部長・中澤正樹氏

なります。導入前は、法務部員が衆議院のウェブサイトを見るなどして改正法の情報を集め、そこから影響がありそうな法令をピックアップして各事業部門に展開していました。しかし、保険業法などの本業に近い分野であればまだしも、当社の事業領域にかかわるすべての法改正動向を網羅的・効率的に把握することは容易ではありません。非常に手間と時間がかかりますし、事業領域は年々拡大しているため、抜け漏れが生じる可能性もあります。会社として、法規制への抵触は絶対に避けなければなりませんので、「法令アラートセンター」を導入しました。

——「法令アラートセンター」の、どのような機能がおすすめですか。

1つ目は、「法令情報に関するメール通知」機能です。「法令アラートセンター」のシステム上で監視対象法令の設定を行うと、その法令の改正動向がメールでタイムリーに通知されます。このメールは、各事業部門の担当者に直接送信することもできます。メール本文には、法律を読み慣れていない人でもポイントを押さえることができるよう、改正法令の概要が非常にわかりやすく記載されているため、法務部員が事業部員用にまとめ直して情報提供をす

る必要もありません。

2つ目は、「成立法令や施行法令の一覧化」機能です。監視対象法令を施行日ベースで一覧化し、各事業部門と共有することができます。これにより、事業部門での実務見直しのスケジューリングや、法務部門での進捗確認と経営層へのレポートングを効率的に行うことが可能となります。経営層からも、会社全体の法令遵守状況が可視化され、安心できると好評です。

——活用にあたり、工夫していることはありますか。

「法令アラートセンター」を利用するためには、監視対象法令のリストアップが必要となります。当社では、このリストアップ作業を法務部門と各事業部門が協働して行っており、各事業部門が毎年策定するコンプライアンスプログラムに監視対象法令の見直し・補充作業を組み込み、定期的にメンテナンスを行う態勢を整えています。

他社へのメッセージ

——導入を検討している企業にメッセージをお願いします。

「法令アラートセンター」を活用すれば、法務部員の業務負担を減らしつつ、効率的に事業部門に情報提供を行うことができ、速やかに実務見直しの検討に着手することが可能となります。事業領域の広さに比べて人的資源に制約のある法務部門にはとても有益なツールだと思います。

ウエストロー・ジャパン株式会社 (10月20日現在)

世界的にコンテンツ及びテクノロジーを提供する企業である米国トムソン・ロイターは、新日本法規出版株式会社との合併会社であるウエストロー・ジャパン株式会社の全部の事業について、トムソン・ロイター株式会社が譲り受けることを内容とする最終契約を締結したことを発表しました。



〒105-0003
東京都港区西新橋3-16-11
愛宕イーストビル4階
HP : <https://www.westlawjapan.com>

▶お問い合わせ
TEL: 0120-100-482 (月~金 9:00-18:00)
E-mail: support@westlawjapan.com